

重度障害をもつ議員の介護への松井日本維新の会代表の発言について(抗議声明)

2019年8月10日 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

日本維新の会代表で大阪市長を務める松井一郎氏は7月31日、第25回参議院選挙で当選した重度障害をもつ2人の議員への介助費用を、当面参議院が負担すると決定したことに対して、「参議院議員の皆さんは個人事業主」「負担するお金は参議院議員のポケットマネー」などと発言した。これは障害者の社会参加と参政権保障についての理解と配慮を欠く発言であり、以下の問題を持つものとして強く抗議するとともに、その撤回を求める。

1. 日本国憲法は、国会を「国権の最高機関」(第41条)、議院を「全国民の代表する選挙された議員」が組織する(第43条)と定めており、一人ひとりの国会議員には「全国民の代表」として活動するための条件が、無前提に保障されなければならない。そのことは当然に重度障害をもつ2人の議員についても適用されなければならない。今回の参議院の判断は当然のことであり、日本の議会制民主主義の発展にとって重要な決定と言える。松井代表の発言は2人に投票した有権者の意思を否定するばかりでなく、国会議員の議席の重みと、広く国民に開かれるべき「選挙される権利」を否定するものである。
2. 松井代表の発言では、大阪府の「視覚障害の職員」は自力で通勤していると、比較にもならない事例を持ち出して2議員に自前での対応を求めている。さらに重度障害者が高額な介護を受けながら働くことを、生産性の観点から否定している。松井代表のこの立場は、障害を自己責任に押し込め人間の価値を生産性によってはかる「優生思想」そのものである。そんな自らの立場を合理化するために、一般障害施策との「ダブルスタンダード」を持ちだしているが、参議院の決定を不平等というのであれば、一般障害者への施策の抜本的改善を実現することでその解消を図ることが本筋である。
3. 松井代表は、かつて大阪府知事を務め、現在大阪市長を務める公人である。公人としての意見表明においては、日本国憲法・障害者権利条約が示す立場を踏まえることが当然の前提である。ことさらに障害者と非障害者、重度障害者とその他の障害者の間の分断と、2議員への不信をあおることは、公人にあるまじき行為である。
4. 大阪市は「大阪市障がい者支援計画」において、①個人としての尊重、②社会参加の機会の確保、③地域での自立生活の推進の3点を基本に定めて、施策の拡充に努めている。大阪市長たる松井代表自らが、市計画の理念に反する言動を公の場で行うことは、共生社会の実現にむけ日々努力している大阪市民を裏切る行為と言える。

以上